

車のお探し依頼 覚書

- 第1条 _____(以下、甲という)は㈱トラストカーサービス(以下、乙という)が会員のオートオークションで、甲の希望する車両の代行応札を依頼する。
- 第2条 車のお探し依頼申込後は、甲の希望する車両の情報を無料で提供する。
- 第3条 車のお探し依頼にあたり、甲は乙の指定する口座にお申込金を振り込むものとする。
- 第4条 甲は車両購入に際し、オークション会場の検査員が点検したチェックリストの車両の仕様、品質、キズ、へこみ、不良個所などを乙より説明を受け、甲が自らの内容を納得した後、乙に代行応札を依頼し、希望価格の範囲で応札する。ただし、お申込金を入金され、乙が確認した後とする。
- 第5条 甲が希望する車両の応札に際し、希望価格をオーバーしたり、通信回線の異常により落札できなかった場合でも甲は乙に対し異議申し立ては唱えない。
- 第6条 甲が乙の依頼で応札した車両が落札された場合、各オークション会場から請求される車両代金等を乙の指定する口座に3日営業日以内に振込むものとし、諸費用を含む残金を納車予定の前日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただしローンを使用する場合は、落札後速やかにローン契約を締結し、ご本人様確認を終了しておくこととする。
- 第7条 落札車両に瑕疵の存じたときまたは出品申込書の記載事項と落札車両の品質が著しく相違した場合、落札者はオークション開催日から5日以内に限り、売買代金の減額請求することができる。減額金額は、オークション会場の規約に基づく。
- 第8条 甲は落札車両の名義変更を一か月以内に完了し、名義変更後の車検証のコピーを乙までFAXまたはそれに準じる手段により送付すること。万が一各名義変更期間内に完了しなかった場合は各オークション会場が指定する反則金を請求されても異議を唱えない。ただし基本的に名義変更等の届け入れは乙が行うものとする。
- 第9条 乙は落札後に直ちに必要となる車検証、自賠責保険証、実印を押印した委任状および譲渡証、印鑑証明書、又は住民票と申請依頼書がオークション会場から届き次第速やかに甲へ郵送する
- 第10条 乙の都合で車のお探し依頼を解約する場合は、甲は速やかに応じる。その場合、お預かりしているお申込金を速やかに返却するものとする。ただし、下見などの費用がかかった場合は、差し引いて返却するものとする。
- また、落札した車両をキャンセルする場合は、落札価格の20%(最低10万円)を損害違約金としてキャンセルできるものとする。ただし、陸送やオークション会場にかかる費用に対しては別途請求されるものとする。
- 第11条 乙は甲の個人情報を本契約の目的以外には使用しない。
- 第12条 本契約に関する紛争については乙の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを各当事者は合意する。

以上

年 月 日

甲(お客様) ご住所 _____

お名前 _____ 実印

乙(当 店) 〒391-0002

長野県茅野市塚原1-17-1

株式会社トラストカーサービス

代表取締役 田 中 浩 之 印